

# 令和8年 AI時代の知的財産権検討会（第11回）における「プリンシプル・コード」案の法的・産業的影響と波及的課題に関する包括的分析

Gemini 3.1 pro

## 1. 序論：生成AI技術の社会実装と知的財産権法理の構造的衝突

生成AI（人工知能）技術の非連続的な進化と急速な社会実装は、産業構造や情報流通のあり方を根本から変革する潜在力を持つ一方で、既存の法制度、とりわけ知的財産権法との間に深刻かつ不可逆的な摩擦を生じさせている。特に我が国においては、平成30年（2018年）の著作権法改正により導入された第30条の4（情報解析のための複製等に関する権利制限規定）が、世界で最もAI開発に有利な法環境を提供してきた。しかし、生成AIが単なる「パターンの認識」を超え、既存のクリエイターの市場を代替し得る高精度な「表現の出力」を実現するに至ったことで、この法理的均衡は大きく崩れつつある。

こうした歴史的転換点において、令和8年（2026年）4月21日に開催された内閣府知的財産戦略本部「AI時代の知的財産権検討会（第11回）」は、技術推進と権利保護の新たな均衡点を模索する上での極めて重要な結節点となった<sup>1</sup>。本検討会では「本検討会において検討すべき課題について」を主要議題とし、パブリックコメントの結果や、産業界・権利者団体の鋭く対立する意見が広く提示された<sup>1</sup>。そこで示された「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（以下、プリンシプル・コード）は、我が国のAIガバナンスの方向性を決定づける試金石である。

本報告書は、同検討会における配布資料群の詳細な内容を起点とし、著作権法第30条の4の解釈を巡る法理的議論、メディア・クリエイター側が抱く民主主義および経済的基盤への危機感、そして産業界が主張する営業秘密保護とイノベーション阻害への懸念を包括的に分析する。この分析を通じて、単なる「著作権侵害の有無」という二元論を超えた、情報空間における「透明性の担保」と「アテンション・エコノミーの適正な配分」という、より高次の社会制度設計の課題を浮き彫りにする。

## 2. 第11回検討会の歴史的な位置づけと政策的背景

令和8年4月21日10時から12時にかけて開催された第11回検討会は、日本のAI政策が「原則的推進」から「実効的規制の模索」へと舵を切る過渡期に位置づけられる<sup>1</sup>。この会議の背景には、前年（令和7年／2025年）9月に全面施行された「人工知能技術研究・活用推進法（AI法）」が存在する<sup>2</sup>。同法はAIの利活用と技術革新の好循環の実現を目指すものであったが、その後の生成AIの急速な

普及に伴い、権利侵害や情報空間の汚染といった負の外部性が顕在化した。

同検討会では、内閣府知的財産戦略推進事務局の主導のもと、以下の多岐にわたる資料が配布され、産学官の利害関係者による激しい議論が交わされた<sup>1</sup>。

資料番号	提出者・資料名	主要な論点・目的
資料1	事務局(パブリックコメントで寄せられた主な意見)	プリンシプル・コード案に対する一般市民・各界からの賛否および修正要望の集約 <sup>1</sup>
資料2	一般社団法人日本新聞協会(NSK)	報道コンテンツの無断学習の防止、ディープフェイク対策、民主主義の保護 <sup>3</sup>
資料3-1, 3-2	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)	海賊版サイトやミラーサイトからの学習の実態、および原則2におけるURL照合の形骸化への危惧 <sup>4</sup>
資料4	ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)	プリンシプル・コード(案)の法的位置づけへの疑義、適用範囲の過度な広さへの批判、既存法手続の優先 <sup>5</sup>
資料5	一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)	産業横断的視点からのソフトウェア維持の要望、営業秘密・ノウハウ保護の必要性 <sup>6</sup>
参考資料1, 2	事務局(プリンシプル・コード案および概要開示対象事項具体例)	生成AI事業者に求める情報開示・透明性確保・権利保護措置の具体的なガイドライン(日・英両言語) <sup>7</sup>

この会議に先立ち、同年4月14日には日本漫画家協会が声明を発表し<sup>8</sup>、4月20日には日本新聞協会がAI検索サービスに関する声明を出すなど<sup>9</sup>、権利者側からの包囲網がかつてなく狭まっていた時期に開催された点に、本検討会の政治的・社会的な重みが表れている。

### 3. 「プリンシプル・コード(仮称)(案)」のアーキテクチャと戦略的意図

参考資料として提示されたプリンシプル・コード(案)は、生成AIの開発者および提供者を対象とし、

自主的な情報開示と権利保護措置を促すソフトロー（非法的拘束規範）である<sup>1</sup>。英国等で議論される「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守か、さもなければ説明を）」の手法を採用し、法的強制力を伴わずに市場の規律を通じて事業者の行動変容を促すことを企図している<sup>6</sup>。本原則は、大きく分けて「透明性確保のための措置」と「知的財産権保護のための措置」という二つの支柱から構成され、両輪が機能することでアテンション・エコノミーにおける権利保護と技術発展の両立を目指す設計となっている。

### 3.1. 原則1: 事前開示を通じたブラックボックスの解体

原則1は、AI事業者が自社のコーポレートサイト等で恒常的かつ一般に閲覧可能な状態で開示すべき事項を規定している<sup>7</sup>。これは、AIモデルの「入力(学習)」から「出力(生成)」に至る過程がブラックボックス化している現状に対し、権利者が自身の作品の利用状況を推知するための基盤情報を提供させる試みである。

カテゴリ	具体的な開示・措置要求事項	政策的意図と波及効果
透明性確保: モデル・アーキテクチャ	モデル名称・識別子・公開日、アーキテクチャ・設計仕様の概要、利用規定(禁止用途)、トレーニングプロセスの内容(方法、パラメータ等) <sup>7</sup> 。	AIの性能的限界とリスクプロファイルを社会に共有し、悪用(ディープフェイク等)への耐性を外部から評価可能にする。
透明性確保: 学習データ	学習・検証データの種類(ウェブクローラ、非公開データセット、合成データの有無)、クローラの名称・識別子・収集目的 <sup>7</sup> 。	権利者が「自身のデータが含まれる可能性のあるデータセット」を特定し、オプトアウト等の権利行使を行うための予備的情報を与える。
知財保護措置: クローリングの制御	ペイウォールの尊重、robots.txt等機械可読な指示に従うクローラの採用、海賊版サイトへのクローラ回避 <sup>7</sup> 。	権利者が明示的に拒絶したデータの不当な吸い上げを防止し、著作権法第30条の4の「享受目的」や「不当な利益の侵害」を未然に防ぐ技術的防壁。
知財保護措置: 生成物管理と救済	侵害コンテンツ生成防止フィルタリング、出所証明技術(電子透かし、C2PA等)の導入、入出力ログの一定期間保持、権利者向け救済窓口	生成されたコンテンツがAIによるものであることを明示し、虚偽情報の拡散を防ぐとともに、事後的な権利侵害の立

	の整備 <sup>7</sup> 。	証を容易にする。
--	--------------------	----------

### 3.2. 原則2: 法的手続を前提とした個別事後対応と実効性の罫

原則2は、権利の実現のために訴訟やADR(裁判外紛争解決手続)などの法的手続を現に行っている、または準備している者(およびその代理人弁護士等)から求めがあった場合、一定の要件を満たせば生成AI事業者は情報開示を行う義務を規定している<sup>7</sup>。具体的には、照会者が指定する特定のURL等の情報が、学習・検証データセットに含まれているか否かの回答である<sup>7</sup>。

しかし、この制度設計には実務上の深刻なコンフリクトが内包されている。コード案の当該項目には「(生成AI事業者において容易にアクセス及び確認可能なものに限る)」という括弧書きが付記されている<sup>4</sup>。これは、膨大なデータレイクから特定のデータを検索・照合する事業者のコンピューティングコストや運用負荷を軽減するための「安全弁」である。だが、この付記は、後述する権利者団体(特にCODA)から、事業者が実質的な確認義務を回避するための「抜け道(Lopholes)」として強く非難される要因となっている<sup>4</sup>。

## 4. ステークホルダー間の対立構図とパラダイムの衝突

本検討会における最大の焦点は、権利者側(日本新聞協会、CODA、日本漫画家協会等)と、AI技術を開発・利用する産業界側(JIPA、BSA等)の真っ向からの対立である。この対立は、単なる利益分配の綱引きではなく、「情報の自由な流通によるイノベーション」を是とするサイバー・リバタリアニズムと、「表現のコントロールと適正な対価還元」を要求する知的財産権の根本哲学との衝突である。

# ステークホルダー間の主張対比：AI時代の知財ルールを巡る争点

主な争点	権利者側 (日本新聞協会 / CODA / 日本漫画家協会)	産業界側 (JIPA / BSA)
主な懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序なデータ収集による<b>ディープフェイク防止</b>とハルシネーションの蔓延阻止。</li> <li>ニュース記事へのフリーライドによる報道機関の収益機会の損失と経営弱体化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制対応に伴う過度な負担が国内のAI開発・投資に与える悪影響。</li> <li>日本企業のみへの負担集中による、中長期的なイノベーション推進の阻害。</li> </ul>
情報開示のスタンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習データの透明性担保は不可欠。</li> <li>事業者はURL照合等の形式的確認に留まらず、<b>実質的なコンテンツ</b>が含まれているか誠実に確認し回答すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>営業秘密保護</b>・ノウハウ流出の観点から、詳細開示には反対。</li> <li>開示は真に必要な範囲に限定すべきであり、過度な開示請求は事業者に過大な負担を強いる。</li> </ul>
法的位置づけの希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の判例法理（肖像権等）のみでは保護が不十分。</li> <li>権利者が適切にコントロールでき、権利侵害を<b>実質的に防ぐ</b>ことのできる明確なルールの徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ソフトローの維持</b>を大前提とする。</li> <li>「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が事実上の強制にならないよう、丁寧な合意形成と慎重な運用を要請。</li> </ul>
著作権保護のアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習段階および生成段階の両方で権利者から許諾を得る<b>オプトイン</b>の徹底（オプトアウトの申請負担を否定）。</li> <li>許諾に基づいた<b>適正な対価還元</b>の実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律適用ではなく、<b>リスクベース</b>での段階的導入。</li> <li>知財侵害の判断は実務上困難であるため、「侵害しないこと」ではなく「可能な限り措置を講ずること」に留めるべき。</li> </ul>

各団体の提出資料および声明に基づく主要な争点の比較。権利者側が実質的保護と事前規制（オプトイン）を求める一方、産業界側は**営業秘密の保護**と事後評価、ソフトローの維持を強く主張している。

Data sources: [日本新聞協会](#), [CODA](#), [日本漫画家協会](#), [JIPA](#), [BSA](#)

## 4.1. 権利者・コンテンツプロバイダー側の危惧：実効性の欠如と民主主義への脅威

\*\*一般社団法人日本新聞協会(NSK)\*\*の主張は、経済的権益の保護という枠組みを超え、情報空間の健全性と民主主義の根幹にかかわる危機感に裏打ちされている<sup>3</sup>。同協会は過去にも、2023年の「生成AIに関する共同声明」や「世界AI原則」に対する見解、さらに本検討会前日の2026年4月20日には「AI検索サービスに関する声明」を発出するなど、一貫して強い警鐘を鳴らしてきた<sup>9</sup>。日本新聞協会は、生成AIによる無秩序なデータ収集と学習利用が「ディープフェイク」や、事実と異なる情報を尤もらしく出力する「ハルシネーション」の温床となっていると断じている<sup>3</sup>。これらの虚偽情報が情報空間に蔓延することは、健全な民主主義の発展に対する深刻な脅威である。さらに、ニュース記事の要約や再構成を即座に提供するAI検索サービスによる「フリーライド(ただ乗り)」は、報道機関が構築してきた記事データベース市場と真正面から衝突する。これにより報道機関の収益機会が不可逆的に損なわれ、経営の弱体化が進むことは、社会の「知る権利」を担保するジャーナリズムの崩壊を意味する<sup>3</sup>。加えて、法技術的な課題として、日本においては肖像権やパブリシティ権といった人格的・財産的権利が成文法ではなく判例法理にとどまるため、ディープフェイク等からの十分な保護が難しい点も指摘された。その次善の策として、当該肖像等の表現物のAI学習について、「著作権者の権利行使を可能とすることで、本人の同意を条件に表現物の利用を許諾する」という間接的な法的保護の実現を提言している<sup>3</sup>。

\*\*一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)\*\*は、より実務的かつ技術的な観点からプリンシプル・コード案(特に原則2)の致命的な欠陥を指摘している<sup>4</sup>。CODAが危惧するのは、AI事業者が権利者からの法的な照会に対し、「提示されたURLの文字列がシステムの学習ログに存在するか否か」という極めて形式的な確認のみをもって免責される事態である<sup>4</sup>。インターネット上の映像や音楽コンテンツは、無数のミラーサイトや違法アップロードサイトに複製され、無限に拡散する性質を持つ。したがって、正規の権利者が提示したURLが直接クロールされていなくとも、同一の作品内容(実質的なコンテンツ)が別の違法な経路を通じて学習データに取り込まれている可能性が極めて高い。CODAは、事業者に求められるべきはURLの単純な文字列照合などではなく、当該URLに係る「作品のコンテンツそのもの」が学習データに含まれているか否かの、実質的かつ誠実な確認であると強く要求している<sup>4</sup>。

さらに、日本漫画家協会が2026年4月に発表した「生成AI時代の創作と権利のあり方に関する共同声明」は、クリエイターの切実な声を代弁している<sup>8</sup>。同協会は、AIの学習段階において「どの著作物や表現をもとに生成されたかが不明なままでは、権利侵害の検証自体が困難」であり、創作への信頼基盤が損なわれると指摘する。その上で、権利者が自らの作品が学習されることを拒否する「オプトアウト」の仕組みでは不十分であり、AI事業者が事前に権利者から使用許諾を得る「オプトイン」の徹底こそが求められると主張している<sup>8</sup>。

## 4.2. AI産業・開発者側の防衛戦：営業秘密の死守と規制疲労への懸念

これに対し、産業界側は、グローバルな開発競争において過度な規制が日本のAI技術力を削ぎ、中長期的なイノベーションを阻害するとして、強い抵抗を示している。

\*\*一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)\*\*は、産業横断的な視点から詳細な意見書(資料5)を提

出した<sup>6</sup>。JIPAは、プリンシプル・コードが掲げる「技術進歩の促進と知財保護の両立」という目的自体には賛同しつつも、規制対応に伴う過大な負担が国内投資や開発環境に悪影響を与えるリスクを強調している<sup>6</sup>。彼らの最大の懸念は「営業秘密・ノウハウの流出」である。原則1で要求されている「学習データや設計仕様等の詳細開示」は、AI基盤モデルの競争力の源泉たるアーキテクチャやデータキュレーションのノウハウを外部に晒す行為に等しい<sup>6</sup>。そのため、開示要求は「透明性確保に真に必要な範囲」に限定されるべきであり、プライバシー情報や営業秘密は明確に適用対象外とすべきだと主張している<sup>6</sup>。また、コード案の知財保護措置において「侵害しないこと」という文言が用いられている点についても、法的見解を示している。著作権侵害の成否は最終的に裁判所の高度な法的判断を要するものであり、事前の技術的措置によって完全に担保することは不可能に近い。したがって、事業者への要求は「可能な限り措置を講ずること(ベストエフォート)」という表現に修正されるべきだと提案している<sup>6</sup>。さらに、オープンソースソフトウェア(OSS)の利用に関して、特定の例外規定を設けることは公平性を欠き、日本のAI開発力低下を招く懸念があるとも指摘している<sup>6</sup>。

\*\*ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)\*\*は、外資系テクノロジー企業を含むソフトウェア産業を代表する立場から、より急進的な規制緩和を求めている<sup>5</sup>。BSAの提言は、プリンシプル・コード案における「原則2および原則3の削除」にまで踏み込んでいる<sup>5</sup>。彼らの論理は、AIの学習プロセスという「インプット」段階に網をかけるのではなく、生成された「アウトプット」が既存の著作物に類似しているか否かという、伝統的な著作権法の枠組みで事後的に処理すべきであるというものである<sup>5</sup>。法的手続に伴う情報開示の義務化は事業者に過剰な負担を強いるため、既存の法的手続の枠内に委ねるべきだとしている。また、開発者側に過度な責任を負わせるのではなく、「AI利用者による責任ある利用の促進(論点4)」に政策の力点を移すべきだとも主張している<sup>5</sup>。彼らは「コンテンツ真正性の基礎解説」などの資料を提示し、利用者側のリテラシー向上と技術的証明手段の普及が解決の鍵であると強調している<sup>5</sup>。

## 5. 著作権法第30条の4を巡る法理的解釈の深化と限界

このプリンシプル・コードを巡る攻防の深層には、平成30年(2018年)に改正された著作権法第30条の4の解釈を巡る、法学的な大論争が存在する。同条は、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合(非享受目的)」に限り、情報解析等のための著作物の複製や利用を広く適法とする画期的な権利制限規定であった。

しかし、パブリックコメントや法学者の議論が示す通り、現在の生成AIの能力はこの法理が想定していた前提を大きく逸脱している<sup>11</sup>。資料等で引用される専門家の見解によれば、著作権法における「認識」と「享受」は厳密に区別されるべき概念である<sup>12</sup>。広辞苑等の定義によれば、「認識」とは「人間が物事を知る働きおよびその内容」を指し、表現がどのようなものかを知る単なる情報处理的働きである。対して「享受」とは、「受け入れ味わい楽しむ」という、表現に対するより深い能動的、かつ美学的・感情的な作用を伴うものである<sup>12</sup>。

従来の機械学習(例えば画像認識AIや自然言語処理の基礎研究)において、学習プロセスの結果として生じるのは抽象的な「学習済みモデル」のみであり、そこに元の著作物の表現を「享受」する目的は存在しなかった<sup>12</sup>。しかし、現在の生成AIは、特定のクリエイターの画風や作家の文体を模倣する「特化型学習(ファインチューニング)」や、既存のデータセットから直接的な参照を引き出すRAG(検索拡張生成)技術を駆使し、既存の著作物の創作的表現に極めて類似する表現を「出力」するこ

とを目的としている。

この「表現出力目的学習」においては、もはや純粋な情報解析（認識）にとどまらず、利用者の「享受目的」が本質的に介在していると言わざるを得ない。一部の論者は、非享受目的と享受目的の「併存」という概念を主張するが、厳密な法解釈に立てば、著作権法30条の4は「享受目的があるか否か」を唯一の判断基準とするため、「併存が認められるということは、すなわち享受目的があることに他ならない」と論破されている<sup>12</sup>。享受目的が少しでも介在する以上、30条の4の適用は否定されるべきであるという強力な法理的見解である。

さらに、第30条の4の但書（「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」）についても、適用基準の厳格化が求められている。現状の法解釈に関する啓発不足により、「情報解析のための著作物利用は例外なく常に合法である」という誤解が社会に蔓延していることに対し、非享受目的の具体的な限界を明示し、周知を徹底すべきだとの声が強<sup>11</sup>。また、権利者が許諾の意思を持たないにもかかわらず利用を強制される「未管理著作物裁定制度」についても、「利用されない権利（The Right Not to be Used）」を蔑ろにするものとして抜本的な見直しが要求されている<sup>11</sup>。

この文脈において、令和7年（2025年）の「第1回構想委員会」の議事録に残された、「AIを使わないことが最大のリスクの文言は絶対に取り入れた方が良い」という一部推進派の無批判な発言に対し、パブリックコメントでは「現在の生成AIのデータセットは多数の無断で盗まれたデータで構成されており、実在する人物の写真すら含まれている」と強い憤りをもって反論がなされている<sup>11</sup>。これは、国家の推進方針と現場の権利侵害の実態との間に、修復困難な認識の断絶が生じている証左である。

## 6. 政治的動向とハードロー（法的拘束力）化への伏線

第11回検討会で示された各ステークホルダーの徹底的な平行線と、パブリックコメントで噴出した強い社会的懸念は、行政指導やソフトローにとどまらない、より強力な政治的介入を誘発しつつある。

報道機関（読売新聞・日経新聞等）のニュースによれば、令和8年（2026年）4月23日、与党・自民党がまとめたAI政策に関する提言案が判明した<sup>1</sup>。この提言案の核心は、前年に施行された人工知能技術研究・活用推進法（AI法）の運用を見直し、AI事業者への調査に実効性をもたせるために、「罰則を含めた対策の検討」を政府に求めた点にある<sup>2</sup>。

これは、JIPAが強く要望した「ソフトローの柔軟な維持」や、コンプライ・オア・エクスプレインの慎重な運用という産業界の希望に対し<sup>6</sup>、政治が明確に「不十分である」との判断を下したことを意味する。欧州連合（EU）においては既に包括的な「AI法（AI Act）」が成立しており、高リスクAIに対する厳格な要件や、汎用AIモデル提供者に対する著作権法遵守の証明、学習データの詳細な要約の公開義務などが、巨額の制裁金を伴うハードローとして機能し始めている。

JIPAも指摘する通り、日本独自のソフトロー路線が国際的な規制基準（OECD原則や広島AIプロセス等）から乖離すれば、かえって日本企業が国際市場で法的リスクを抱え込み、負担が集中する懸念がある<sup>6</sup>。パブリックコメントにおいても、「プリンシプル・コードを罰則付きで骨抜きのないように全面的に施行すること」を求める声が上がっており<sup>11</sup>、事態はもはや事業者の自主的な倫理的配慮や善意に依存するフェーズを完全に脱している。

ディープフェイクによる人格権侵害や偽情報の拡散が「知的財産以前の問題」であり、名誉毀損罪、

偽計業務妨害罪、詐欺罪などの刑事罰による強力な法的措置の発動を求める意見<sup>11</sup>に象徴されるように、AIガバナンスは産業政策から国家の安全保障および社会秩序の維持(法務・警察行政)の領域へと移行しつつあるのが現実である。

## 7. 結論: 持続可能なアテンション・エコノミーの再構築に向けて

令和8年4月21日の「AI時代の知的財産権検討会(第11回)」は、生成AIの技術的ブレイクスルーがもたらした「データ・コモンズ(共有財産)の幻想」に対し、権利者およびクリエイター陣営から極めてロジカルかつ痛烈な異議申し立てが行われた歴史的な転換点であった。

プリンシプル・コード(仮称)(案)は、AI事業者に透明性の確保と知財保護の枠組みを求める野心的な政策的試みである<sup>7</sup>。しかし、その細部を巡っては、URLベースの形式的確認を「実質的免責の隠れ蓑」として危惧するCODA<sup>4</sup>、営業秘密の死守を盾に過度な開示要求に抵抗するJIPA<sup>6</sup>、インプット段階の規制を拒絶し既存の法手続への回帰を主張するBSA<sup>5</sup>といった、各ステークホルダーの譲れない一線が複雑に交錯し、ソフトローによる合意形成の限界を露呈している。

本分析から導き出される、今後の我が国における法制度設計の必須の視座は以下の3点に集約される。

第一に、「インプット(学習)」と「アウトプット(生成)」の不可分性の承認と法理のアップデートである。従来の著作権法30条の4に基づく「学習段階は自由(非享受)、生成段階で類似性があれば侵害」という分離モデルは、ファインチューニングや検索拡張生成(RAG)の進化により既に技術的・経済的に破綻している。特定の表現を出力することを目的とした学習プロセスは、実質的な「享受行為」の予備段階であるという法解釈の精緻化、あるいは新たな権利制限規定の再定義が急務である<sup>12</sup>。

第二に、透明性担保技術(電子透かし・C2PA等)の標準化とインセンティブ設計である。原則11に盛り込まれたコンテンツの来歴証明技術の導入<sup>7</sup>は、海賊版サイトを通じたロンダリング学習を防ぐ実効性のある唯一の技術的アプローチとなり得る。これを単なる事業者の「努力義務」や「コンプライ・オア・エクスプレイン」にとどめるのではなく、導入事業者に対するセーフハーバー(法的免責)の付与や、公共調達における要件化といった強力なインセンティブと組み合わせる制度設計が求められる。

第三に、著作権の枠組みを超越した「人格的・民主的利益」の法制定である。日本新聞協会が指摘したディープフェイクによる民主主義への脅威や、実在人物の肖像権・パブリシティ権の侵害<sup>3</sup>に対しては、もはや財産権の一種である著作権法の拡大解釈による保護(間接的保護)には限界がある。自民党の提言案が示す罰則化への動き<sup>2</sup>に呼応し、EUのAI法に準じたAI固有の包括的規制法、あるいは情報空間における人格権の保護を実定法化する新たな立法の検討を避けて通ることはできない。

AI時代の知的財産権システムは、「誰が何を創作したか(著作権の帰属)」を保護する静的なフェーズから、「誰のデータが、基盤モデルの予測精度向上やAI事業者のアテンション(経済的価値)にどれだけ寄与したか」を動的に追跡し、適正な対価を還元するエコシステムの構築フェーズへと移行しなければならない。プリンシプル・コードの成否、そしてそれに続くハードロー化の行方は、我が国がその持続可能なエコシステムを世界に先駆けて構築できるか否かの決定的な試金石となるであろう。

## 引用文献

1. AI時代の知的財産権検討会(第11回) 議事次第, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html)
2. AI法で事業者に罰則検討を...著作権侵害やディープフェイク被害相次ぎ、自民が提言案, 4月 23, 2026にアクセス、  
<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20260423-GYT1T00011/>
3. 2023年11月2日 AI時代における知的財産権に関する意見 - 日本新聞協会, 4月 23, 2026にアクセス、[https://www.pressnet.or.jp/statement/20231106\\_1.pdf](https://www.pressnet.or.jp/statement/20231106_1.pdf)
4. 第 11 回 AI 時代の知的財産権検討会, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo3-2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo3-2.pdf)
5. プリシンプル・コード(案)に関するBSAの提言, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo4.pdf)
6. 生成AIプリシンプル・コード案に対する JIPA意見概要, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo5.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryo5.pdf)
7. 参考資料1-1, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai11/sanko1-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/sanko1-1.pdf)
8. 生成AI時代の創作と権利のあり方に関する共同声明 | 漫画家協会WEB, 4月 23, 2026にアクセス、  
<https://nihonmangakakyokai.or.jp/archives/news/20251031>
9. 生成AI(人工知能) | 声明・見解 - 日本新聞協会, 4月 23, 2026にアクセス、  
<https://www.pressnet.or.jp/statement/ai/>
10. 著作権 | 声明・見解 - 日本新聞協会, 4月 23, 2026にアクセス、  
<https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/>
11. 「知的財産推進計画 2026」の策定に向けた意見募集 - 内閣官房, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/pdf/shiryo2026\\_3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/pdf/shiryo2026_3.pdf)
12. 機械学習への著作権法 30 条の 4 の適用について - 日本大学法学部, 4月 23, 2026にアクセス、  
[https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/property/property\\_18/each/08.pdf](https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/property/property_18/each/08.pdf)